

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：東洋テクノ株式会社
- 業者の住所：東京都渋谷区広尾5-4-12
- 2 指名停止措置期間：令和8年9月10日から同年9月23日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：北海道
- 4 事実概要
- 同社は、注文者から一次下請けとして請け負った山越郡長万部町での一般工事において、労働者に貨物自動車に積載された鉄筋かごの荷卸し作業を行わせるに当たり、法令等で定められた危険を防止するため必要な措置を講じなかったなど、安全管理の措置が不適切であったため、令和6年3月20日に作業員1名が死亡する事故を発生させた。
- このことから、令和8年3月13日、同社及び同社社員が八雲簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

| 措 置 要 件                                                                        | 期 間                              |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 別表第1                                                                           |                                  |
| 1～7 略                                                                          |                                  |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)                                                      |                                  |
| 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内 |